

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 2 月 1 日

株式会社ユーグレナ
日本ビューテック株式会社

2024年2月1日

東京都港区芝五丁目29番11号
株式会社ユーグレナ
代表取締役 出雲 充

長野県駒ヶ根市中沢
3175番地1
日本ビューテック株式会社
代表取締役 山崎 智士

株式会社ユーグレナ（以下「ユーグレナ」といいます）及び株式会社日本ビューテック（以下「日本ビューテック」といいます）は、2024年1月10日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、ユーグレナを株式交換完全親会社、日本ビューテックを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年2月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

日本ビューテックに対し、株式交換の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

日本ビューテックに対し、株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
簡易株式交換につき、差止請求は認められておりません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
簡易株式交換につき、株式の買い取り請求は認められておりません。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりユーグレナに移転した日本ビューテックの株式の数は、普通株式 10,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) ユーグレナは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したユーグレナの株主はありませんでした。

- (2) 日本ビューテックは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 1 月 15 日の臨時株主総会の決議（会社法第 319 条の規定に基づき、株主総会の決議があったものとみなされました）によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) ユーグレナは、本株式交換に際して、本株式交換によりユーグレナが日本ビューテックの発行済株式の全部を取得する時点の直前時の日本ビューテックの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する日本ビューテックの普通株式 1 株につきユーグレナの普通株式 219.6 株の割合をもって割当交付いたしました。これによりユーグ

レナが割当交付した普通株式の合計は 2,196,000 株です。

(4) 本株式交換により増加したユーグレナの資本金及び準備金は以下のとおりです。

1. 資本金の額 : 0 円
2. 資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条に従い、ユーグレナが別途定める額
3. 利益準備金の額 : 0 円

以 上